

非皆伐施業推進計画

1 はじめに

戦後植栽された人工林は高齢級化してきており、造林契約により造成された高知県森林整備公社の分収林も契約期間満了による伐採を迎えようとしています。

長引く木材価格の低迷から通常の伐期や当初の契約期間で伐採しても収益が見込めず、伐採後の再造林がされない懸念があります。

森林の裸地化は、森林の公益的機能を十分に発揮することができないため、裸地化を防止する必要があります。

「美しい森林」共同整備高知県協議会では、通常の短伐期施業から長伐期施業に転換し、間伐を繰返し行う非皆伐施業の推進によって森林の裸地化を防止するため、非皆伐施業の普及啓発を行うとともに分収林の契約期間の延長に取り組んでいきます。

2 長伐期非皆伐施業

主伐の時期をおよそ 80 年とした場合、25 年生前後で実施する除間伐までは通常の短伐期施業と同じですが、主として 35 年生以降に 2 回の列状間伐を実施し、間伐して開いた空間に樹木の侵入を促進します。

その施業体系の概要は次のとおりです。

林 齢	施業の種類	摘 要
1 年生	植栽	
1 ~ 5 年生	下刈り、つる枯らし	
6 ~ 8 年生	下刈り	必要に応じて実施
8 ~ 20 年生	つる切、つる枯らし	必要に応じて実施
15 年生前後	除間伐(1 回目)	
25 年生前後	除間伐(2 回目)	
35 ~ 45 年生	間伐(1 回目)・列状間伐	列状に伐採した空間に樹木が進入
50 ~ 60 年生	間伐(2 回目)・列状間伐	列状に伐採した空間に樹木が進入
80 年生までに	伐採・解約	全て伐採し収益(木材の販売額)を分配するか、材積分収をするか選択

3 長伐期非皆伐施業の普及啓発

長伐期非皆伐施業を広く普及啓発するため、作成したパンフレット「非皆伐施業の推進について」を分収林の契約者にダイレクトメールで送付し、長伐期非皆伐施業を普及するとともに、その関心度を調査します。調査の結果関心のある所有者に対して、契約延長の取組みを進めていきます。

また、分収林周辺の森林所有者等に対して、地域で説明会を開催します。

4 長伐期への取組み

通常の伐期から長伐期施業に変更するため、契約期間の延長協議が済んでいない契約者に対して延長協議を行っていきます。

「美しい森林」共同整備高知県協議会